

全建事発第 023 号

令和 5 年 5 月 17 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

**【一部訂正】資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者
登録制度の運用について（情報提供）**

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国土交通省において「資源有効利用促進法に基づく省令改正」及び「ストックヤード運営事業者登録規程」が公布され、令和 5 年 4 月 5 日付で省令の一部改正に関する補足説明及び運用について、お伝えしたところです。（全建事発第 004 号にて情報提供）

この度、国土交通省において、同制度の運用を一部訂正する旨の情報提供がありました。（添付資料 02 及び 04 新旧対照表を参照）

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01_国交省通知文（資源有効利用促進法の一部訂正について）
- 02_新旧対照表（資源有効利用促進法）
- 03_国交省通知文（ストックヤード登録規程の一部訂正について）
- 04_新旧対照表（ストックヤード登録規程）
- 05_指定副産物省令及び再生資源省令の補足説明及び運用
- 06_ストックヤード運営事業者登録規定の補足説明及び運用

【参考 URL】

「建設発生土の搬出先計画制度」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

「ストックヤード運営事業者登録制度」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp